（採血事業者の届出）

第七条　法第十三条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　採血事業者の住所及び氏名又は名称

二　採血所の所在地及び名称（採血事業者が、採血所を開設し、休止し又は廃止しようとする場合における当該採血所の所在地及び名称を含み、その許可に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合における当該採血所の所在地及び名称を除く。）

三　（略）

２　法第十三条第五項の届出は、前項第一号又は第三号に掲げる事項に係るものにあつては変更の日から十五日以内に、前項第二号に掲げる事項にあつては変更しようとする日の三十日前までに、届書（第二号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに届出をすることができないときは、この限りでない。

（事業の休廃止の許可申請）

第八条　法第十四条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した許可申請書（第三号様式）を提出することにより行うものとする。

一　（略）

二　休止又は廃止の内容

三・四　（略）

五　休止又は廃止によつて減少すると見込まれる血液の採取量

（業務規程の記載事項）

第十条　法第十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　その他必要な事項

（事業計画等の提出）

第十一条　（略）

２・３　（略）

４　第一項の収支予算には、採血関係業務に関する収支予算その他必要な事項を記載するものとし、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

５　（略）

（採血責任者の設置）

第十二条の二　採血事業者は、法第二十一条第一項に規定する採血の用に供する車両において採血を行う場合には、当該車両ごとに、採血所の採血責任者とは別に、採血責任者を置かなければならない。

２　採血事業者は、採血の業務を管理するために必要な能力及び経験を有する者を採血責任者として置かなければならない。

（採血責任者等の遵守事項）

第十二条の三　法第二十一条第三項の採血責任者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一　採血の業務に関する法令及び実務に精通し、公正かつ適正に当該業務を行うこと。

二　当該業務を公正かつ適正に行うために必要があると認めるときは、採血事業者（採血統括者が置かれている場合にあつては、採血統括者）に対し必要な意見を述べること。

（採血事業者の届出）

第七条　法第十三条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　前条各号に掲げる事項。ただし、第二号については、採血所の名称に限る。

（新設）

二　（略）

２　法第十三条第五項の届出は、変更の日から十五日以内に行うものとする。

（事業の休廃止の許可申請）

第八条　法第十四条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した許可申請書（第二号様式）を提出することにより行うものとする。

一　（略）

二　採血所の所在地及び名称

三・四　（略）

五　当該採血所における血液の採取量

（業務規程の記載事項）

第十条　法第十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　（略）

七　その他採血関係業務の実施に関し必要な事項

（事業計画等の提出）

第十一条　（略）

２・３　（略）

４　第一項の収支予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

５　（略）

（新設）